

令和2年4月20日

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に伴う 電話再診（処方箋発行）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の県内発生や地域における感染拡大防止のため、厚生労働省は2020年2月28日付けで、慢性疾患を有する定期受診患者様への電話再診による処方を認めました。（下記参照：厚生労働省 Web サイト）

このことに伴い、当院におきましても『慢性疾患を有する患者を対象』とした電話再診による処方箋発行を**2020年4月27日（月）より開始**します。

なお、今回の特別措置につきましては、臨時的措置に基づくものですので、臨時的措置が終了するまでの期間の対応となりますので予めご承知おき願います。

●対象患者

- ・当院に慢性疾患等で定期受診されている患者様のうち、担当医師が電話での処方に危険性がないものと判断した患者様

※初診の方、急性疾患の方は対象外です

※処方日数は最長で30日分となります

●【電話再診の流れ】

◆電話再診の受付対応時間◆

代表電話番号 029-272-5184

月曜日～木曜日 9時～11時、14時～17時

金曜日 9時～11時

土曜日 9時～11時、14時～16時

※日曜日・祝日及び時間外の時間帯の受付はしていませんのでご了承ください

●《電話診察受付について》

- ①診察券、お薬手帳をご用意の上、当院代表電話番号【029-272-5184】にご連絡いただき、電話再診にて定期処方を出してほしい旨をお伝えください。
- ②医事課（事務スタッフ）より以下の内容を確認いたします。

- ・お名前 ・連絡先（電話番号） ・診察券番号 ・受診診療科
 - ・担当医師名（複数科ある際は全ての診療科をお伝えください）
 - ・希望されるお薬（原則、**前回処方されたお薬のみが処方の対象**となります）
 - ・体調変化の有無（有りの場合の内容は電話診察時に医師へお伝えください）
- ③担当医師へ電話再診による処方の可否判断の確認を行いますので、一旦電話を終了し、確認が取れましたら折り返しご連絡いたします。
- ④電話再診が可能な患者様には当院から折り返しご連絡を行ない、以下の内容を確認いたします。
- ・**患者様かかりつけ調剤薬局名（店舗名）、薬局の電話番号及びFAX番号**
 - ・患者様が加入している**保険証、各種受給者証の情報**について、**前回と変更がないか必ず確認**させていただきますのでご協力お願いいたします。

● 《電話診察当日の流れについて》

- ①当院より事前に確認していただきました連絡先に電話再診のお電話をいたします。
- 午前受付の方は、診察時間9時～12時、午後受付の方は14時～17時までの間に電話をいたしますので電話に出られるようお願いいたします。
- ※土曜日の午後の診察時間は16時までとなります。
- ※なお、お時間の指定はできません。**
- ②電話再診終了後、担当医師より処方箋の発行を行ない、当院から患者様のかかりつけ調剤薬局へ処方箋をFAX送信いたします。
- ③患者様またはご家族の方は、かかりつけ調剤薬局にてお薬をお受け取り下さい。
- ※処方できるお薬は、これまで定期的に処方されていた治療薬のみとなりますので、処方薬の変更や追加処方はできません。**
- ※お薬は翌日以降に、3日以内にお受け取りに行ってください。
- ※お薬の受け取りについてご不明な点は調剤薬局にお問い合わせください。
- ※処方箋の原本は病院から調剤薬局に直接渡しますので、患者様にお渡しすることはございません。
- ※担当医師の判断によっては、処方箋が発行できない場合もございますので予めご承知おきください。**

● 《診療費のお支払いについて》

- ①お会計（診察料及び処方箋料等）は通常通り発生いたします。
- お支払いについては、次回外来受診時にまとめてお支払いをお願いいたします。
- ※診療材料等（血糖測定チップ・針など）の受渡しが必要な方については、通常通り来院

してお渡しとさせていただきますのでご了承ください。

●厚生労働省 Web サイト

- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000602230.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000609551.pdf>